

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第5章 内閣 (2)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

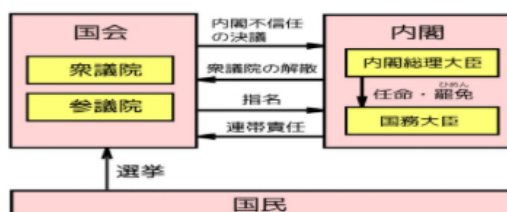
外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

## 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第5章 内閣 (2)



## 憲法第六十七条 【 内閣総理大臣の指名、衆議院の優越 】

内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だて、これを行う。

2. 衆議院と参議院とが異なった指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

## 語句説明

①案 件・・・問題になっている事柄。調べて相談する事柄。議事につけられる議案。

## 概要説明

内閣が国会に対して責任を負う、議院内閣制の徹底を図るため、内閣総理大臣は国会議員でなければなりません。したがって、本条では、その指名が迅速に行われるように、他の案件に先立って行われることと、衆議院の優越が規定されています。

なお、内閣総理大臣の任命権は天皇が有します（憲法第6条1項）。

## 憲法第六十八条 【 国務大臣の任命及び罷免 】

内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

2. 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

## 語句説明

①任 意・・・その人の心のままに任せること。思い通りにすること。

## 概要説明

内閣と国会の組織的な一体性を確保するため、内閣総理大臣が国務大臣の任命権と罷免権を持つこと。そして、国務大臣の過半数は国会議員の中から選ばなければならないと規定しています。

## 憲法第六十九条 【内閣不信任決議の効果】

内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

## 語句説明

①不信任・・・信任しないこと。また、信任されないこと。

②信 任・・・信じて事を任せること。

③総辞職・・・全員そろって職務を自分からやめること。特に、内閣総理大臣とすべての国務大臣がそろって辞職すること。

## 概要説明

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

憲法70条

衆議院で内閣不信任決議案を可決した場合、また信任の決議案が否決された場合は、内閣は、衆議院を解散するか、総辞職するかの選択をしなければなりません。ただ、衆議院を解散させても、総選挙後に初めて国会の召集があったときに、内閣は総辞職しなければなりません（憲法70条）。

このように、衆議院だけに認められた不信任決議は内閣に対する国会からの抑止力として機能します。逆に、内閣から衆議院を憲法第69条の場合に限らず自由に解散することができるかについては、議論があります。形式的な解散権は天皇にあります（憲法第7条3号）、天皇は国政に関与できませんから（憲法第4条）、実質的には、天皇への助言と承認を通じて内閣が決定します。このようにことから、衆議院の解散は内閣から国会への抑止力ともなります。それとともに、解散後の総選挙で民意を問うという民主主義的意義もあります。ただし、国民の選んだ代表者の地位を内閣が奪うのですから、民意を問う正当な理由がなければ解散を認めることはできません。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 📄 このサイトについて 🛡️ 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.